

入札監理小委員会
第503回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第503回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成30年5月22日(火)17:22～19:18

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価(案)の審議

- 労働大学校施設管理・運営業務(独立行政法人労働政策研究・研修機構)
- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構等の施設の管理・運営業務(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター)
- 農林水産研修所庁舎等の管理・運営業務(農林水産省)
- 国立新美術館の管理・運営業務(独立行政法人国立美術館)

<出席者>

(委員)

古笛主査、稲生副主査、石田専門委員、石村専門委員、小松専門委員

(独立行政法人労働政策研究・研修機構)

労働大学校研修推進課 登坂課長

労働大学校研修推進課 井出課長補佐

総務部総務課 西川課長補佐

(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構)

本部総務部つくば管理センター 鈴木調達チーム長

本部総務部つくば管理センター 大島契約専門職

本部総務部つくば管理センター 近藤主査

(農林水産省)

農林水産研修所総務課 濱田課長

農林水産研修所総務課 田中総務第3係長

(独立行政法人国立美術館)

国立新美術館総務課 竹元総務課長

国立新美術館総務課 岡室長

(事務局)

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○古笛主査 それでは、ただいまから第503回入札監理小委員会を開催します。

本日は、4件の審議となっております。

1件目は、労働大学校運営業務の実施状況報告及び評価（案）についての審議を行います。

本案件について、独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校研修推進課登坂課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○登坂課長 労働大学校、登坂でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、こちらにございます資料1に沿って説明を進めさせていただきます。資料1ですが、労働大学校施設運営業務の実施状況について、28年度、29年度の状況についての報告になっております。

まず、1番としまして、事業概要ですが、労働大学校における機械設備管理業務、電気設備管理業務、警備業務、清掃・衛生管理業務、緑地管理業務と、大きく5つございました。これについての業務の内容の詳細というのが、こちらのA-3と書いてある資料、横の図になっておりますこちらの表に、各業務の詳細の内容が書かれております。大きく分けて5つの中で、このような業務を一括で契約をしている内容になってございます。

先ほどの資料1にお戻りいただきまして、業務委託期間としましては、平成28年4月1日から31年3月31日まで、受託事業者は、新東産業株式会社になってございます。

契約金額ですが、契約金額は1億5,642万105円、単年度当たりになりますと、5,214万35円になっております。

入札の状況は、3者の応札を得ました。説明会参加業者が8者ございまして、3者応札の中で、予定価格内だった業者が2者という状況でございました。

Ⅱ番、達成すべき質の達成状況及び評価についてです。業務の内容として、快適性の確保、これに対する測定指標が2つございました。まず、研修生に対するアンケート調査、これの4段階の評価の中で、質問1の条項、大学校内各施設の生活面にかかる整備状況について、「満足」あるいは「やや満足」であった者の合計回答率が80%以上という指標にしてございました。状況としましては、28年度は90%、29年度も同じ90%の評価を得てございます。これについては、適という評価をしてございます。

続きまして、2つ目の指標としまして、研修生に対するアンケート調査、これも同じ4段階で行った質問2のほうです。こちらは警備員の対応について聞いてございます。これについて、「満足」と「やや満足」を合わせて、同じように80%以上という指標にしてお

るところ、28年度は94%、29年度は93%という回答を得て、こちらも適としてございます。

おめくりいただきまして、先ほどの続き、品質の維持という業務の内容について、測定指標としては、管理・運營業務の不備に起因する研修の中断回数が0回であることとしてございます。28、29年度を通じて、発生回数0でございましたので、適としてございます。

品質の維持につきましては、管理・運營業務の不備に起因する空調停止、停電、断水の発生回数が0回であること、これについては、28、29年度の2年間の中で、1回だけ発生がございました。これは0回であることを適としておりますので、ここは不相当とさせていただきます。

ここに米印がついておりまして、その下に米印の説明がございます。平成28年8月の早朝、冷房が停止しているという指摘が研修生からなされました。これは、冷房をタイマーで設定しておりまして、停止時間を8時30分、つまり、夜の間、夏、寝苦しい間は稼働させる形にしております。8時30分に停止すべきところが、深夜の1時に切れてしまっていたと。これに対して研修生から指摘があって、すぐに冷房を作動させたという事案になってございます。以後、常駐者、警備員ともに、タイマーが設定されているか確認する再発防止策をとっており、問題の再発は起きていない状況でございます。

先ほどの表に戻りまして、最後、安全性の確保のところ、管理・運營業務の不備に起因する施設利用者のけがの回数が0回であること、これについては、28、29年度を通じて0回でしたので、適としてございます。

その下、Ⅲ番、実施経費の状況及び評価でございます。従来の、市場化テストの前の年度の27年度の経費が、ここにごございます4,969万8,000円でした。民間競争入札にかけての経費が5,214万円、これで比較しますと、244万2,000円ほど上がってございます。これに対して、2番に評価として書かせていただいておりますが、この増額があったというところでございます。これにつきましては、別紙に経費の増加要因について説明してございます。後ほどそのところは説明をさせていただきます。

続きまして、Ⅳ番、競争状況及び評価でございます。1としまして、本業務の応札状況、この実施要領に基づきまして、入札参加者、先ほど説明した3者ございました。その中で提出された提案書について、総合評価方式でやりましたので、総合評価基準書に基づき、技術点要素に対する技術点を得点評価したものと、入札の開札によって得ました入札価格

を価格点評価したものと合計して、その合計点が最高得点であった業者と契約をした内容になってございます。

これについての評価ですが、応札については3者から応募がなされたことによって、競争性が確保されたと機構としては評価しております。

その下、V番、民間業者からの改善提案による改善実施事項等についてです。次のページの1番としまして、改善状況、①から④まで書かせていただいています。企画書に示された民間業者からの提案のとおり、平成28年度の業務開始以降、施設の管理・運営に係る委託業務全体について、常駐技術者が維持管理業務の責任者（統括責任者）として全ての業務を一元管理して、責任者として配置されているという状況になっています。

②としまして、民間業者の企画書に記されていたとおり、平成28年度の業務開始以降、施設内の軽微なふぐあい箇所については、迅速に補修が施されております。

③番としまして、東棟非常階段照明器具について、経年劣化しており、交換の必要があると業者側から指摘、提案がありまして、誘導灯を含む照明器具の交換を行いました。

④番としまして、労働大学校内では、漏電が発生した際に警報を鳴らす漏電警報機が、電気室内と野外キュービクルの低圧動力盤には設置されていたんですけども、それが警報機から警備員が常駐している中央監視室にある中央監視装置まで接続がされていなかった状況でありました。これについて、業者側から提案があつて、ここをつなげて、それをすぐにわかる状況にしたほうが良いということで、漏電警報ポイントの追加工事を行ってございます。

これについての評価としまして、①から④について、機構としては、ここに書いてございますとおり、まず①番として、各業務のサービス水準の保持・均質化、関連する複数業務間の連携・協力、大学校との窓口の一本化が図られたので、そういうところを評価してございます。それから、ふぐあい箇所の補修について、非常に迅速になされたので、安全性の維持に寄与していると考えてございます。③番としまして、照明器具の交換、これも非常時にも問題なく利用できるようになったことについて、評価しております。漏電警報ポイントが追加されたことについて、漏電が発生した際に、中央監視装置に警報が発せられるようになって、迅速に対応できるようになったと評価してございます。

VI番、全体的な評価ですが、まず、応札については、3者から応募がなされたので、競争性が確保されたと評価しております。

それから、質の達成状況につきましては、快適性の確保に係る研修生のアンケートでは、

28年度、29年度ともに目標を達成しています。

それから、品質の維持についてですが、先ほどちょっと説明しました冷房の停止によって一部達成されなかった軽微なミスがありましたが、事業の運営に大きな支障を生じるものではなく、再発防止策をとったことによって、以後、同様の事例は発生していませんので、適切な防止策がとられたと評価しております。一方、上記説明しましたように、民間業者側からの提案によって改善されている部分がありますので、それについて品質の維持が図られたと評価しております。

安全性の確保につきましては、施設の維持管理に支障を来す管理・運營業務の不備に起因する施設利用者のけがは一件も起きておりませんので、それについては評価しております。

以上のように、施設の維持管理業務はおおむね適切に評価されたと、機構側では考えてございます。

最後、先ほど後で説明しますと言った別紙についてです。経費の増加要因等に関してというところでございます。ここに示させていただきましたように、その前の契約と比べて200万円程度の増となっております。大きな5つの業務について、ここに見えていただけるように、全て上がっている状況でございます。これについて、私どもとしましては、景気動向による人件費の増加が要因であるというふうに分析しております。具体的に落札業者からの聞き取りを行いました。その聞き取りの結果としましても、前の契約のときは、最低価格方式の入札、一般競争入札でやりましたので、価格勝負でした。それに対して、今回の民間競争入札は、28～30年度に関しては、総合評価方式でやっておりますので、企画面での評価というのも入札に反映されるようになっておりますので、業務の質を確保するという上でも、それまで入札金額を抑えるためにぎりぎりまで切り詰めていた人件費を、一定額引き上げる形をとったということをヒアリングしてございます。

業務ごとに分析をしますと、機械設備管理業務に関しましては、個別の点検業務に関して、他社に依頼するということになりますので、景気動向の影響を受けやすいと考えています。また、清掃・衛生管理業務に関しましても、人件費が占める割合が大きいですので、こういった人件費の増加ですとか、アルバイト人員の人手不足などの影響が経費増につながりやすいものと考えています。

加えて、質の向上のために企画書で提案をされている部分がございます。下に企画書の部分を抜粋してございますが、実際の清掃員に加えて、指導員を置くという提案内容に

なっています。ビルクリーニング技能士、清掃作業監督者、建築物清掃管理評価資格1級のライセンスを持つ者を指導員として置いて、定期的に施設内をモニタリングして、アメニティー向上のため指導を行う。清掃業務の精度向上に取り組んでいきますというような提案もされています。こういったことも経費増の一つの影響の原因になったと考えております。

それで、契約状況の推移ですが、こちらの資料A-4という表がございますが、こちらで平成20年度からの動きを示させていただいています。まず最初に、この市場化テストでの入札をさせていただいたのが平成21年から23年度の契約でございました。その前の20年度の状況というのが、ここの備考のところに書いてありますけれども、21業務あったものを別々に契約をしていた状況でした。先ほど大きく5つある業務の中、その中の細かいところが21の業者に分かれて、それぞれ別々に契約をしていました。これについて、市場化テストでのご指導をいただきながら、それを統合する形でさせていただいた最初の入札が21から23年度のものでした。その結果でこのような形になっておりまして、その後、一度市場化テストから離れまして、一般競争入札でやらせていただいた契約が24年度、25年度の単年度、それから、26、27年度の2年間の契約で続きました。その後、また今回、28から30年度で市場化テストに戻ったという形になってございます。この間、ずっとここの契約金額を見ていただきますと、徐々に単年度で換算しますと、上がっている状況になってございます。

これにつきまして、まず、21から23年度の入札の市場化テストを最初にやったときですが、このときの落札率が、ここに100と書いてございますが、100%の落札でした。これは、一回入札をかけて、予定価を下回る応札がなくて、一度不落になったんですが、その後、再度入札をかけて、2番札でやっと100%で落札された状況でした。

それで、この金額も、前年度、20年度から比べると、単年度換算で若干の減額にはなりましたが、個別に見ますと、警備業務、清掃業務ですとか、緑地管理業務はいずれも増額になっていました。その後の契約の中で変更契約を加えている部分もございまして、いろいろと業務がつけ足されております。それに応じて契約金額が上がっていると。予定価格も、これを見ていただきますと、各年度ごと、それぞれ上がっていきまして、これは予定価格を立てる際に参考として徴収する業者さんからの参考見積もりがあるんですが、この見積もりの段階で既に人件費が上がっている状況がありましたので、それが反映した形で上がっている状況になっております。

私どもとしましては、この10年間続けて複数入札の状況は維持されておりました、価格競争が働いた上での落札価格になっておりますので、先ほど説明しました景気動向による人件費増というものも踏まえ、適切な範囲での価格であったと思料してございます。

今後ですが、今後につきましては、市場化テストで得られた質の向上や業務の効率化を維持したまま、総合評価になじまない部分について業務を切り分けて、一般競争入札に付するなどして、経費の削減策を図っていきたくと考えております。

最後に、ここに具体的な経費削減策として書かせていただいておりますが、総合評価になじまないものとして考えておりますものにつきましては、緑地管理業務がございます。これは最初の市場化テストをかけたときも、前年に比べて上がっておりましたが、これも、ですから、落札業者自体が直接やるのではなくて、ほかの業者と組んでやらざるを得ないというところがどうしてもありますので、そういった部分で中間経費がどうしても増えてしまう。それから、全ての業務を応札できる条件として、他社と組んで参加しないと行けないというハードルがありますので、これを単独の入札に切り分ければ、参加しやすい状況になるかと思っております。そういったことの中で、一般競争入札で価格が下げられるのではないかと考えております。

ほかの部分の切り分けについてですが、警備ですとか清掃に関しましては、この2回の市場化テストを通じて、一元化できている状況になっております。それを切り分けることはできるはできるんですけども、警備、清掃というのは、皆さん、実際の作業員の方だったり、警備員の方がずっと常駐をされている状況になっていまして、常駐をしていることで、各業務が連携を図りつつ、いろいろな提案をしてきたりとか、こちら側で気づかないところを気づいて、細かいところを指摘し合ったりとか、そういうことが業務の改善につながっていく面がございますので、ここはできれば維持をしたいというふうに考えています。ですので、切り分けるのに適当なものにつきましては、今のところ緑地管理業務が一番いいのではないかと考えているところでございます。

済みません、ちょっと時間をオーバーしてしまいましたが、私からの説明は以上です。

○古笛主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省よりご説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 事業概要等は、今、機構からご説明がございましたので、省略したいと思います。

す。

選定の経緯のところなのですが、一回、市場化テストを中止しているというところで、簡単に説明したいと思います。平成19年12月の閣議決定により、各府省等が所管する研修所等の施設管理に関して一律の市場化テストを導入しております。第1期目は、平成21年から23年の3カ年において、質・価格・競争性等、良好な成績をおさめておりました。当時、市場化テストを終了するという概念がなく、そのまま継続事業となりましたが、平成22年4月に行われた行政刷新会議により、事業仕分けの評価を受け、同年12月、労働大学の労働行政担当職員研修は、事業規模を縮減をした上で国が実施、労働大学の国の移管にあわせて土地建物国庫納付が閣議決定されたため、一旦、市場化テストを見合わせたところです。その後、政策研究と研修が同じ組織のもとで一体的に運営され、高い相乗効果を発揮しているということが認められ、平成25年12月の閣議決定におきまして、独立行政法人労働政策研究・研修機構により引き続き労働大学の運営事業が継続されることとなり、平成28年4月から来年の3月までの3カ年において、第2期の市場化テストが行われているところでございます。

続きまして、資料A-1の2ページ目に参ります。評価としましては、事業の質・競争性とも良好であるものの、コストの増加が見られるが、人件費の増等の理由によることであるから、終了プロセスに移行することが適当であると提案したいと考えております。

評価方法につきましては、28年4月から30年3月までの、先ほど機構から説明のあった資料に基づき、サービスの質の確保、実施経費の点から評価を行いたいと思います。

サービスの質につきましては、先ほど機構より説明がございましたとおり、おおむね評価ができる。品質の維持の点で、1点、タイマーが切れるという事項がございましたが、それにつきましても、事後、チェック体制を整えており、その点について、問題ないと評価しております。

続きまして、3ページ目、民間事業者からの改善提案ですが、先ほど機構の説明がありましたとおり、さまざまな提案等がされ、良好になされているということで、評価したいと思います。

続きまして、実施経費のところですが、先ほど機構より説明がありましたとおり、今回の評価期間の前期と比べますと、200万円ほど上昇しているということになっております。要因としましては、積算の段階で根拠となる複数の参考見積書をとった結果、人件費の増があり、予定価格はそれを反映したものとなっている。落札価格につきましても、業

務の大半は人件費が占めることから、同様に上昇していると言えます。業者のヒアリングによりますと、一部の業務を外部委託したことから、価格が上昇しているということ。続きまして、4ページ目、平成27年から28年度事業は、前回の事業なんですけれども、最低価格落札方式で実施しておりましたが、今回の平成28年から30年度事業の市場化テスト再開に伴い、総合評価落札方式となったところで、それまで業者が複数入札が続いていたことから、入札額をぎりぎりに抑えるため、人件費等を切り詰めて臨んでいたが、質の面を向上するため、人件費等も積んできたものと記されます。

続きまして、業務の特殊性なんです、業務内容としては、機械設備等ということで、特段、高度な資格や技術を要するものではないと感じております。ただし、業務の内容の大半は人件費を占めておりますので、人材確保難、人件費の増等の影響を強く受けるものと記されます。

続きまして、入札の参加をしなかった業者のヒアリングによると、事業規模が大きく、実施体制を組めないとの発言があり、ある程度の規模を処理できる体制を組める業者でないと、受注は難しいのかなと考えられます。

現在の契約内容は各業務を包括化しているため、個別に発注した場合に比べ、管理コストがかかっている部分もあるのかなと記されます。

続きまして、今後、考えられるコスト削減の取り組みにつきまして、先ほど機構から説明がありましたように、一部、緑地管理業務等を分割できればコスト削減の可能性のあるという話が出ておりましたので、今後の取り組みの中で積極的に検討して、採用、実施していただければと主に考えております。

続きまして、評価のまとめですが、民間事業者の改善提案、提案書にある実施体制の強化や細やかな設備等の改善対策など、民間事業のノウハウ、創意工夫の発揮が、業務の質の向上に貢献していると評価できております。業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質につきましては、ほぼ達成していると。ミスにつきましても、防止策は徹底されていると評価できます。競争性については、市場化テスト開始後、継続的に複数入札が続いており、良好な結果と評価できます。経費削減効果については、増加傾向となっているが、事業のうち人件費が大半を占め、その影響を強く受けていること、競争性については、各事業年度において良好な結果が出ており、質を確保した上で価格についても競争性が働いた上での価格とみなすことができること、予定価格についても、実態に即した積算により算出されたものであり、各事業年度においても、予定価格内で落札され

ていること、質の向上のためにコストが増加したという事情があること、今後の削減方策についても具体的な案が検討されていることから、増加はやむなく、今後の対応策も検討されているから評価できるとしております。

最後に、まとめの今後の方針なのですが、平成28年度開始事業で、本事業は2期目となっております。実施状況につきましては、下記のとおりでございます。実施期間中に受託民間事業者への業務改善指導等の措置はなく、また、法令違反行為等もなかった。機構に設置している監事2名、外部委員3名で構成する契約監視委員会において、事業実施状況のチェックを受ける体制は確保されていること。確保されるべき公共サービスの質について、ほぼ目標を達成したということ。競争性について、市場化テスト開始時より継続して複数入札が続いていること。経費については、増加が続いているが、妥当な分析がなされている。以上のとおり、本事業において、良好な実施結果が得られたと評価しております。

以上のことから、本事業については、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）Ⅱの1の（1）に当てはまるものとして、今期をもって市場化テストを終了することが適当と考えております。

市場化テスト終了後の事業実施については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続、情報開示に関する事項等を踏まえ、独立行政法人労働政策研究・研修機構みずからが公共サービスの質の維持、及びコストの削減を図っていくことを求めたいとして、総務省の評価としたいと思っております。

以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本事業評価（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いします。

○石村専門委員 ちょっとこれ、一応、確認なんですけど、資料A-4からすると、これはほかの委員の方からも、先ほどの事前打ち合わせで、やはりというところ、指摘というか、どうなのかなという意見が出ていたのが、やっぱり競争が働いているところが年々増加していっているという。ほんとうにそうなのかなというのがどうしても疑問が出てきてしまって、なおかつそれを機構さんもかなり気にされているというのがわかるのは、こち

らの2ページから3ページに増加要因についてということで、相当指摘されることはわかっていらして、なおかつ分析されていたということで、一番最後に、これ、資料A-4の下の、3者に対してヒアリングを実施、事業規模が大きく実施体制を組めないということなので、これは改善提案で書かれているとおりに、やはり事業を切り離して、実際やっていくしかないんじゃないかと。

これ、それと、A-4からすると、やはり同じ会社さん、事業体が1者でずっと実は請け負っていらっしやると。なおかつ右肩上がり続けているということから考えても、やはり事業を具体的に切り離すという段階にまでもう具体化しているのでしょうか。

○登坂課長 ですので、今回の検討としましては、この中から緑地管理業務を切り離してというところまでは考えられたんですが、さらに踏み込んでというところでいいますと、もしやるとすれば、大きく3つに分ける。例えば、機械設備と電気設備のこの業務は一体化して、設備管理としてやる意味がありますし、一体化していることでメリットがあると思います。それと警備が一緒になっている必要性がどこまであるかということで考えますと、さらに清掃ですね。この大きな3本の柱を無理に一つにしなくてもいいのかなと。この3つを、大きく3つに分ける、で、個別に入札にかければ、合計した金額はきっと落ちるかなとは思いますが、ただ、それだけいろいろ手間も増えますし、窓口の一元化というところからいうと、分かれていきますので、こちらとしては、そこをどこまで踏み込むべきかというのは、得られる効果と失うメリットといえますか、そこをはかりにかけて、適切な形を考えていきたいなとは思っています。

○石村専門委員 いろいろご苦労されているのは、文章からよくわかるので、頑張って実行していただければと思います。ありがとうございました。

○石田専門委員 じゃ、済みません。

○古笛主査 お願いします。

○石田専門委員 今のお話にありましたように、平成23年度から比べると、幾ら人件費が増加しているからといっても、今回の契約だと、20%増ですよ。20%増は、単純に人件費増ということではないと思います。先ほどの説明にも、規模が大きいので、外注に出している部分があるからというお話もありました。競争性が働いているとはいえ、結果的に金額が上がってきてしまって、それは人件費の増だけでは説明できない。世の中の的にみんな20%上がってはいませんので。それから、ほかの市場化テストの案件の事業主体の例では同じような人件費でも、下がっているところがあります。終了プロセスは賛成

ですけれども、良好な実施結果が得られたという（１）というよりは、いろいろとこれから発注の形態を３つに分ける等で、（２）のほうがむしろ望ましいのではないのかなという気はいたしました。

あと、価格が上がった理由として、今までの一般競争入札を総合評価落札方式にしたので上がったというのは、「単純に、ああ、そうですか」と納得できません。それだけすごくサービスの質が飛躍的に上がったのか、逆に今までの過去３年間は劣悪な状況だったのかといったら、そんなことないと思うんですよね。なので、ちょっと総合評価にしたから価格が上がりましたって言われて、ああ、そうですかって納得しづらい部分がありました。終了プロセスには賛成です。良好な結果とまで言えるのかどうか疑問符ということで、意見させていただきます。

○古笛主査 いかがでしょうか。

○小松専門委員 価格の話は、おそらく清掃の価格が大分影響しているんじゃないかと思うんですよね。清掃業務というのは、単独で発注すると、それこそ零細なところから、わりに大手までいろいろ参入してくるので、ダンピングがすごく起きやすいところではあるんです。ですから、多分、２０年、２１年あたりですと、ま、２０年ですね。一般競争入札でやっていたころは、ものすごく安かったんだと思います。それがまとめてとなると、業者が安心して値段を上げてこられるんです。やっぱり何が正しいかというのは、これは議論がいろいろあるので、安い方がいいとは限らないんで、ある意味、非常に働いている方に無理をさせているというところも当然あり得るので、それがいいとは思わないんですけど、じゃ、何が適切かと言われたときに、これがちょっとわからないんです。今のようなお話の、上がっているからよくないという議論ももちろん一方ではあるんですけれども、じゃ、適正価格ってどうなんだという議論も、なかなか難しいというところで、見きわめが非常に難しいと思うんです。

ちょっと気になっているのは、予定価格を決めるときに、業者から参考見積もりをとられていると思うんですけれども、その業者が固定されていると、はっきり言うと、彼らが話をすれば、見積もり価格を上げようねということ是可以するわけですよね。それがもしかしたら裏で働いているんじゃないかなという危惧が、ちょっとこの数字を見ていると出てきちゃうんです。だから、参考見積もりをとられる相手を少し変えて、なるべく地元とあまり関係ないようなところにも広げられて、数字が漏れるとは思いませんけれども、要は、自分のところの仲間うちだけで話で決まってしまうようなことにならないような工夫

はしていただいたほうがいいような気がします。ちょっとそこは何となく落札率と予定価格の推移が気になって、これ、皆さん気になっていると思うんですけども、そこは相手に裏をかかれまいとということをお気をつけいただければと思います。

以上です。

○古笛主査 いかがでしょうかね。やっぱり経費削減のところはどうなのかというのはわかっているのですが、それを踏まえた上で、終了でいいのか。

○足達参事官 宿題もあるので、保留ということで。

○古笛主査 ということにしましょうか。わかりました。

では、一旦、今日の時点では、引き続き検討させていただくということで、終わらせていただけたらと思います。よろしいでしょうか。

では、引き続きその点についてはまた継続審議という形にさせていただきます。本日はありがとうございました。

○登坂課長 ありがとうございました。

(独立行政法人労働政策研究・研修機構退室、

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構入室)

○古笛主査 お待たせいたしました。2件目は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構等の施設の管理・運營業務の実施状況報告及び評価（案）についての審議を行います。

本案件について、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構本部総務部つくば管理センター鈴木調達チーム長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は10分程度でお願いいたします。

○鈴木調達チーム長 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構本部総務部つくば管理センター調達チーム長の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、施設の管理・運營業務の3業務につきまして、お手元の資料及びポンチ絵により、実施状況についてご説明させていただきます。

なお、説明に当たりまして、農業・食品産業技術総合研究機構は「農研機構」と、国際農林水産業研究センターは「国際農研」と名称を略して説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

農研機構でございますが、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律によりまして、平成28年4月に国立研究開発法人農業生物資源研

研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所及び独立行政法人種苗管理センターと統合となりまして、各法人が担ってきた業務や役割を継承して業務を行うこととなっております。

こちらのポンチ絵をご覧ください。農研機構等の施設の管理・運營業務については、公共サービス改革基本方針に基づき、1期目として、平成27年度につくば地区の5法人による市場化テストを活用した業務を実施しております。2期目となる平成28年度からは、先ほどご説明させていただいたとおり、法人統合により農研機構と国際農研との2法人包括による複数年契約の業務として事業者を選定し、実施しているところです。

それぞれの法人の位置関係でございますが、真ん中に地図がございます。これが私ども茨城県つくば市の簡略的な地図でございますが、その真ん中に青色の四角でくくっているエリアに、我々農研機構の各研究センターや国際農研の建物というのがございます。おおむね4キロから5キロの間に複数の研究所が点在しているということになります。

業務の概要といたしましては、上段に①から③まで記載しておりますが、施設等清掃業務、施設警備保安等業務、エレベーター保守点検業務の3業務を実施しております。施設等清掃業務とエレベーター保守点検業務につきましては、農研機構内の複数の研究センターと国際農研との2法人で包括的に実施しております。ただし、施設警備保安等業務につきましては、国際農研が機械警備を導入しているため、国際農研を除く農研機構単独での実施となっておりますが、こちらは農研機構内の7研究センター分を一括して実施しているということになります。

この3業務を一つの契約とすることも検討いたしましたが、平成26年度の入札において、3業務全てに応札した業者はいなかったということがありまして、1者応札、または応札者がいない事態になりかねないと判断し、各業務において契約を行うこととしました。

続きまして、平成28年度の民間競争入札の受託事業者の決定についてご説明いたします。こちらのほうは、資料2の、農研機構のほうで作成しました実施状況についてというペーパーでご説明させていただきます。3業務とも、民間競争入札実施要項に基づきまして、公告の掲載を行いました。掲載期間につきましては、施設等清掃業務が平成27年12月11日から平成28年2月1日までの53日間、施設警備保安等業務が平成27年12月14日から平成28年1月26日までの44日間、エレベーター保守点検業務が平成28年1月12日から平成28年2月8日までの28日間の掲載を行い、参加者につきましては、資料2ページの真ん中にある表のとおり、それぞれ4者、7者、1者となっております。

なお、本公共サービス改革の趣旨からすると、総合評価方式にて受託事業者を決定すべきではありますが、本3業務においては、仕様書の内容から事業実施のための技術が現状である程度定型化していることから、民間事業者の創意工夫に大きな差が生じにくいと想定されるため、提案書を一定の水準で適否判定することに妥当性がある事業と判断されたため、最低価格落札方式により受託事業者を決定することを、入札監理小委員会において了承されていることを申し添えます。

続きまして、確保すべき質の達成状況及び評価についてご説明いたします。本3業務について、お手元の資料2ページのⅡにありますように、各業務において主要事項の确实性の確保、安全性の確保、品質の保持等を掲げ、それに対して測定指標を定めて、評価を行いました。3業務において起因した研究業務等の中断回数、利用者全てのけがの回数、重大なクレーム等については、表に記載されておりますように、全ての測定指標において0回または0件であったことから、確保される質は達成していると評価いたしました。

続きまして、実施経費の状況及び評価でございます。平成26年度を従前の経費とし、平成28年度及び平成29年度の平均額で比較しております。施設警備保安等業務及びエレベーター保守点検業務につきましては、従前経費と比べ経費節減が図られましたが、施設等清掃業務につきましては、従前経費と比べ55.1%の増加となっております。増加の要因としましては、従前経費である平成26年度の一括契約を行った際に、調査基準価格を下回る入札が行われておりまして、また、低入札基準価格に該当した入札が落札者のみであったことから、かなり安価な金額での契約となったこと、そのほか、平成27年度からの契約において、業務移行に伴う清掃面積の増加等により実施経費が増加したことも挙げられますが、低価格入札という特殊な要因の契約であったことから、平成27年度の契約金額との比較は困難なものとなっております。

3業務とも、これまで農研機構等の各研究所において個別にしていた契約事務処理を一括して契約したことに伴い、事務処理の効率化及び軽減に大いにつながっています。

また、平成27年度契約から農研機構等内で共通仕様書を作成したことによる各研究所間の業務の均一化や、民間事業者からの自発的な創意工夫などにより、サービスの質の一定化が図られていることと、平成28年度からは3年間の複数年契約としておりますが、さらなる経費削減効果があったと認められることは、民間競争入札の導入による大きなメリットと考えています。

続きまして、全体的な評価でございますが、各業務とも、各主要事項の測定指標に達し

ているため、評価として適正であったと判断しました。また、受託事業者の創意工夫については、入札時における技術提案書における提案等はなかったのですが、受託事業者が自発的に各業務において創意工夫を行い、サービスの質の向上が図られました。経費についての削減は、従前経費と比較した場合、各業務とも経費の削減が図られ、民間競争入札事業の趣旨が反映した結果になったと判断しております。

今後の方針といたしましては、平成31年度から実施する次期事業について、従来の実施要項の内容を継承し、実施状況については、農研機構等に設置している外部有識者で構成している契約監視委員会等でチェックを受ける予定です。

また、1者応札であったエレベーター保守点検業務につきましては、平成28年度に応札を見送った業者にその理由等を聞き取りしたところ、現契約中の保守対象エレベーターには、保守部品等の入手が困難なメーカーが含まれていたことに伴い、保守業務を請け負うにはリスクがあるとの判断であったということが確認できたため、次期事業の仕様書作成においては、保守業者が特定されるメーカーのエレベーターを除外することとし、引き続き競争性の確保を図っていく予定でございます。

以上のことから、本事業につきましては、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針に定める市場化テストを終了する基準を満たしており、良好な実施結果が得られていることから、今後の事業に当たっては、市場化テストを終了し、農研機構等の責任において行うこととしたいと考えています。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項を踏まえた上で、引き続き公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしてみたいと思っております。

事業の実施状況につきましては、以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いいたします。なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 それでは、総務省より資料Bに基づきまして、ご説明いたします。

まず、Iの事業の概要等につきましては、先ほど農研機構よりご説明いただきましたので、説明は一部省略させていただきますが、直近の入札状況としましては、施設等清掃業務が4者応札、施設警備保安等業務が7者応札と、複数応札になっておりますが、エレベ

ーター保守点検業務のみ1者となっております。1者応札となった原因としましては、農研機構より説明がありましたとおり、入札説明会に参加した1者にヒアリングを実施したところ、保守点検対象であるエレベーターに保守部品等の入手が困難であるメーカーが含まれているということから、保守業務を請け負うにはリスクがあると判断したため、応札を見送ったとのことでした。

また、2ページ目の選定の経緯といたしましては、自主的な選定による事業として平成24年度の公共サービス改革基本方針において記載され、その後、農研機構から説明がありましたとおり、本事業の対象である複数の施設がそれぞれ別の独立行政法人であったことから、統合先の調達の一本化、入札時期等の検討を踏まえた結果、平成26年度に民間競争入札を実施することとされました。

続きまして、Ⅱの評価についてですが、総務省評価案としては、終了プロセスが適当であると考えております。こちら、2ページ目の下段から4ページ目にかけて記載されておりますとおり、施設等清掃業務、施設警備保安等業務、エレベーター保守点検業務、全ての業務につきまして、確保されるべき質は達成しており、また、各業務において民間事業者からの自主的な改善もされている状況でございます。

4ページ目の(3)実施経費ですが、市場化テスト前である平成26年度と、2期目である28年度、29年度の平均を比較しますと、施設警備保安等業務は14.5%、エレベーター保守点検業務は27.8%削減されておりますが、施設等清掃業務につきましては、55.1%増加しております。

施設等清掃業務の増加要因としましては、農研機構より説明がありましたとおり、従前の事業において低価格入札であったことと、業務面積の増加などに伴い業務を拡充したことによるものであり、総務省評価案の4ページ目から5ページ目にかけて記載しておりますとおり、平成26年度の落札者と、予定価格範囲内の平均応札額との差額が約1,900万円と大きく開いていることから、単純な比較は困難であると言えます。また、業務拡充に伴う増加経費も、合わせて約1,200万円であることも、一つの要因であると言えます。これらの理由により、市場化テスト前との比較は難しいですけれども、直近の事業と平成27年度の市場化テスト1期目を比較した場合、272万円、5%の経費削減となっているところでした。

続きまして、(4)の評価のまとめでございますが、事業実施に当たりまして確保されるべき目標は全て達成されており、民間事業者からの改善提案によって、統括責任者から各

従事者へのスムーズな連絡体制の構築や警備の巡回の効率化等、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献しているところです。

また、経費削減につきましても、先ほど申し述べたところですが、従前事業におきまして、施設等清掃業務が低価格入札であったことから、単純比較は難しいですが、前回市場化テストから費用は削減されており、公共サービスの質の維持向上、費用の削減の双方が達成されているものと評価しております。

最後に、(5) 今後の方針としまして、本事業は今期2期目でありまして、事業全体を通しての実施状況については、法令違反等行為もなく、農研機構に設置している外部有識者で構成されている契約監視委員会においてチェックを受ける予定としております。

入札に関しましては、清掃業務、保安等業務につきましては複数応札であり、エレベーター保守点検業務においては1者応札でありましたが、応札を見送った事業者へのヒアリングを踏まえ、農研機構においては次期事業の仕様書作成時、保守点検が限定されるメーカーのエレベーターを除外することとしております。もともと市場化テスト1期目においては複数応札であったことも考慮すれば、農研機構の対応により、競争性が確保されるものと評価しております。

また、経費削減面においても、前回の市場化テストに要した費用から削減されております。

以上のことから、本事業については、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針、Ⅱ. 1. (1) の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適切と考えております。

総務省からの説明は以上となります。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本事業評価案について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○小松専門委員 ちょっといいですか。

○古笛主査 はい。お願いします。

○小松専門委員 エレベーターのことだけがちょっとひっかかっているということなんですけど、この部品調達が困難という理由は、古いということですか、エレベーターそのものが。

○近藤主査 それでは、私のほうから説明いたします。こちらのエレベーターは、新規に

入れ替えたものであって、今まで過去2者、参入していた経緯もあるんですけども、新しく入れ替えを行ったエレベーターの部品の調達がなかなか難しいということもあって、それで、新しいスペックに関してはちょっと対応が難しい、要は、リスクがあるので辞退したいということの理由を聞いております。

○小松専門委員 新しいから無理だと。

○近藤主査 そうですね。

○小松専門委員 これ、私、詳しくはわからないんですけど、入札説明書を受領している2者は独立系のメンテナンス会社ですよ。

○近藤主査 そうです。

○小松専門委員 とすると、両方とも同じようなリスクがあるはずなのに、1者はリスクを認めていない。新しいから大丈夫ということなのかもしれないですけど。

○近藤主査 そちらについては確認済みであり、新しくリニューアルしたエレベーターについては、今回、応札した業者が製造しているエレベーターでした。

○小松専門委員 そうなんですか。そういうことですか。わかりました。

○古笛主査 いかがでしょうかね。ここだけでしょうかね。あと、清掃のほうは……。

○小松専門委員 しょうがない。

○古笛主査 しょうがないですね。

○稲生副主査 価格の話もご説明で納得したんじゃないでしょうか。

○古笛主査 できましたね。わかりました。

それでは、時間となりましたので、審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 ございません。

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○鈴木調達チーム長 ありがとうございました。

○近藤主査 ありがとうございました。

(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構退室、農林水産省入室)

○古笛主査 大変お待たせいたしました。3件目は、農林水産研修所の管理・運営業務の

実施状況報告及び評価（案）についての審議を行います。

本案件について、農林水産省農林水産研修所総務課濱田課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は10分程度でお願いいたします。

○濱田課長 ただいまご紹介いただきました、農林水産研修所で総務課長をしております濱田と申します。よろしく願いいたします。

座ったままでよろしゅうございますか。

○古笛主査 どうぞ。

○濱田課長 私のほうから、お手元にお配りしてございます資料3、農林水産研修所庁舎等の管理・運營業務の実施状況報告（案）に基づきまして、事業の概要等についてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、事業の概要についてでございますけれども、今申し上げました資料3とは別に、資料のC-3ということで、こういう横長の資料をお配りしてございますので、まずそちらのほうで簡単に事業等についてご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、事業の対象施設でございますけれども、八王子市にあります、主に農林水産省の職員を対象にしました研修を行う研修施設ということでございます。主な施設といたしましては、資料の左上のほうに記載をしてございますけれども、まず、研修所の職員が執務を行います事務室ですとか、あと、実際に研修を行います教室等々がございます庁舎がございます。その下に、第1寮から第3寮というふうにご覧いただけますけれども、当研修所で行います研修なんですけど、宿泊研修という形をとってございますので、そのための宿泊施設ということになってございます。

次に、その下の業務の内容でございますけれども、今申し上げました主な施設に対しまして、研修ですとか業務が快適に行われますように、庁舎の清掃業務ですとか、警備業務、あと、設備の管理業務といった業務を適切に行うというものでございます。

また、ごらんいただいております資料の右下のほうに、達成すべき質・水準とございませぬけれども、例えば、利用者の満足度でございますら、満足度が80%以上であることということですか、管理・運營業務に起因する設備の停止ですとか停電が全くないことといった測定指標を設定してございます。

それでは、資料3のほうに戻っていただきまして、資料に基づいてご説明をさせていただきたいと思っております。まず、Iの事業概要等でございますけれども、委託しております業

務の内容につきましては、先ほど申し上げました庁舎等の清掃業務、警備業務、設備管理業務ということでございます。業務を委託しております期間につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間ということになってございます。

次に、受託事業者でございますけれども、株式会社クリーン工房でございます、契約金額が、税込みになりますけれども、3,149万2,800円ということになってございます。

続きまして、Ⅱの評価のところでございますけれども、まず、品質の維持、施設・設備の確保につきましては、業務仕様書に基づきまして、設備の保守点検ですとか、そういったことが確実に実施されておまして、管理・運営業務の不備に起因する冷暖房や給湯施設の停止、停電等がございませんでしたので、品質の維持はなされているというふうに評価をしているところでございます。また、管理・運営業務の不備に起因します破損ですとか損傷、こういったこともございませんでしたので、施設・設備は適切に確保されているというふうに考えているところでございます。

次に、(2)のところの利用者の満足度でございますけれども、1ページから2ページにかけて、平成29年度と28年度に研修生に対しまして行いましたアンケートの結果を記載してございます。このアンケートによります満足度、回答者のうち「満足」「やや満足」と回答した割合でございますけれども、この満足度が80%以上あることを測定指標としてございます。1ページの下の方から2ページにかけて、アンケート結果の詳細を記載してございますので、詳細の説明は割愛させていただきたいと思っておりますけれども、各項目とも測定指標としております満足度80%以上を超えます90%を超える高い評価を得ているという結果になってございます。

こういったことから、各業務の仕様書に基づきまして、清掃ですとか、警備業務、また、設備管理業務が確実に実施されたものというふうに評価をいたしているところでございます。

続きまして、2ページの(3)各業務において確保すべき水準と実施状況のところでございます。まず、確保すべき水準といたしましては、清掃業務では、指定された業務内容を実施することによりまして、施設内外の汚れの除去、または汚れを予防することによりまして、快適な環境を保つこととしてございます。

次に、警備業務におきます確保すべき水準といたしましては、施設利用者への夜間対応ですとか、急傷病人への対応、そういったことを行うとともに、盗難ですとか火災、不正

行為を予防することによりまして、施設の利用者であります研修生等の安全を守ることと
いうことを確保すべき水準として設けてございます。

次に、設備管理業務でございますけれども、各設備の性能ですとか状態を常時良好な状
態に保つために、適切な保守、点検を確実に実施することを確保すべき水準として設けて
ございます。

今申し上げましたように、それぞれの業務につきまして確保すべき水準を設けてござい
ますけれども、その実施状況につきましては、清掃業務につきましては、仕様書に基づき
まして、確実に日常の清掃ですとか定期清掃、そういったことが行われておりまして、施
設の良好な環境が保たれたというふうに考えておるところでございます。

次に、警備業務でございますけれども、施設運営に支障となります事案ですとか、施設
利用者に危害が及ぶといったようなことは発生をいたしておりませんので、施設利用者へ
の夜間対応ですとか、庁舎、各寮等の巡回、点検が確実に実施されておるといふように評
価をいたしております。

また、設備管理におきましても、仕様書に基づきまして確実に保守点検が行われており
まして、施設内の業務に支障が生じることはございませんでしたので、各業務のいずれも
適切に実施され、誠実な対応がなされたのではないかといふように評価をいたしておると
ころでございます。

次に、3ページの(4)のところでございます。(4)の民間事業者の改善提案でござい
ますけれども、事業者みずからの提案によりまして、さらにサービスの質の向上を図ると
いうことで、提案がなされたものでございます。各業務につきまして、ここにありますと
おり、提案がございました。例えば、清掃業務では、施設利用者をお迎えする窓口となり
ます庁舎や各寮の玄関ホール、そういったところの清掃回数を増やすことによりまして、
美観性の向上につながったということがございますので、事業者の創意工夫による改善提
案が適切に履行されたということによりまして、より質の高いサービスが提供されている
ものというふうに評価をいたしております。

次に、2の実施経費についての評価でございます。まず、従来経費でございますけれど
も、市場化テスト導入前になります平成20年度で1,003万5,000円でございます
た。当研修所、平成22年度から市場化テストを導入しておりますので、比較対象は平成
21年度とすべきところでございますけれども、平成21年度に高尾の庁舎のほうで耐震
工事をやっております、その耐震工事の期間中は仮庁舎で業務を行っていたというこ

とでございますので、平成20年度の経費との比較ということにさせていただいてございます。

今期の契約額でございますけれども、858万9,000円となっております。この額でございますけれども、市場化テストの導入後に、例えば、害虫等の防除ですとか、フィルター等の清掃業務、そういった業務を追加してございますので、平成20年度と比較するために、今申し上げましたような追加業務の経費につきましては除いた額ということで計上させていただいております。

実施経費といたしまして、市場化テストの導入前と比較いたしますと、ここにありますように、削減率で14.4%となっております。市場化テストの導入による削減効果はあったのではないかとというふうに評価をしているところでございます。

以上が事業概要と実施状況、それと、評価でございますけれども、今年4月25日に評価委員会を開催いたしまして、外部有識者2名の評価委員の方から、今回の実施状況等の評価をいただいております。その評価の内容でございますけれども、3ページの下の方から4ページに記載をさせていただいております。詳細は割愛させていただきますけれども、全体といたしまして、市場化テスト実施による効果は高いとの判断をいただいているところでございます。

以上申し上げました内容を踏まえまして、評価のまとめということでございますけれども、品質の維持や施設・設備の確保、それと、利用者の満足度につきまして、目標の達成状況も良好でありますし、実施経費につきましても削減効果があったと総括いたしておるところでございます。加えまして、先ほど申し上げましたように、外部有識者の評価委員の方々からも良好な評価を得られたというところでございます。

最後に、今後の方針でございますけれども、ここに記載いたしておりますとおり、本事業につきましては、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針Ⅱの1の(1)に定められております市場化テスト終了基準を満たしているというふうに考えておるところでございます。

そういうこともございまして、今期をもちまして市場化テストを終了し、当研修所の責任において、今後、当該事業を行いたいというふうに考えてございます。

なお、終了後におきましても、これまで入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックをされました事項等々、そういったものを踏襲した上で引き続き公共サービスの品質の維持向上とコスト削減を図ることとしたいというふうに考えているところでござい

す。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○古笛主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 資料C-1に沿って、評価（案）につきまして説明させていただきます。

1の事業の概要等につきまして、事業概要、実施期間は、先ほどのとおりであり割愛させていただきますけれども、受託事業者は株式会社クリーン工房、2者が入札に参加しました。

2ページに参りまして、評価（案）としては、終了プロセスに移行することが適当と考えています。その理由として、平成28年4月から2年間の実施状況をもとに評価を行い、表のとおり、確保されるべき質の達成状況につきましては、利用者の満足度、品質の確保、施設・設備の確保、いずれの項目につきましても、適切に達成しています。

3ページの（3）の実施経費をお願いいたします。従前の平成20年度における経費は1,003万5,000円、平成28年度から30年度の単年度当たりの平均経費につきましては858万9,000円、144万6,000円で14.4%の削減がなされました。

（4）の選定の際の課題に対応する改善としましては、平成19年の施設・研修等分科会以降、複数年化や業務の包括化を行いました結果、連絡体制の一元化や事務の効率化が図られ、サービスの質についても確保されるべき水準が達成されました。

（5）の評価のまとめについて、達成されるべき目標として設定された質につきましては、平成28年度、29年度の2カ年において、全て目標を達成していると評価できます。

4ページに参りまして、民間事業者からの改善提案がなされたこと、それから、実施経費につきましても、14.4%が削減され、効果があったものと評価でき、質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できます。また、農林水産研修所が設置しました評価委員会におきましても、サービスの質や実施経費等について効果を上げたことについて評価を得ています。

（6）今後の方針につきまして、法令違反等の行為もなく、農林水産研修所に設置した外部有識者を含んだ評価委員会において、評価等を受けております。また、競争性も確保されており、サービスの質において目標を達成しております。経費について削減率14.4%の効果を上げており、以上のことから、指針Ⅱ1（1）の基準を満たしており、今期

をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられます。

総務省からは以上になります。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本事業評価（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○小松専門委員 よろしいじゃないですか。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

○小松専門委員 特に問題はないと思います。

○古笛主査 それでは、審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にありません。

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、終了する方向で監理委員会に報告するようにお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○濱田課長 ありがとうございます。

（農林水産省退室、独立行政法人国立美術館入室）

○古笛主査 お待たせいたしました。4件目は、国立新美術館の管理・運營業務の実施状況報告及び評価（案）についての審議を行います。

本案件について、独立行政法人国立美術館国立新美術館総務課竹元総務課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は10分程度でお願いいたします。

○竹元総務課長 それでは、国立新美術館管理・運營業務実施状況について説明させていただきます。

本案件につきましては、平成28年度の市場化テストの対象とされたものでございまして、現在、第2期の3年目に入っております。業務内容につきましては、統括管理業務以下、資料4-1の1ページ目の1の（1）に記載のとおり、8業務を一括で契約しているものでございます。契約につきましては、（3）のとおり、鹿島建物総合管理株式会社が代表企業として、構成員6社と共同事業体を組んでおります。

受託事業者決定の経緯につきましては、（4）に記載したとおりですが、国立新美術館管

理・運營業務民間競争入札実施要項及び仕様書等に基づいて公告をした結果、1者より応募があり、かつ、入札参加資格を満たしておりました。その1者から入札書及び提案書を提出していただき、外部有識者から成る国立新美術館官民競争入札等評価委員会での審査を経て、入札金額も予定価格の範囲内であったことから、現在の事業者が落札したという結果になりました。

次に、対象公共サービスの実施内容に関する状況及び評価でございます。同じく資料の2ページ目の2をごらんください。まず、(1)の確保されるべきサービスの質として、包括的な質と個別業務の質を設定いたしました。包括的な質としましては、継続性・安定性の確保、信頼性の確保、また、個別業務の質としましては、館内及び外構清掃業務、植栽管理業務、会場管理業務の3業務を設定し、資料に記載のあるとおり、全ての業務におきまして、要求事項を達成しております。

次に、(2)の民間事業者からの主な改善提案については、3ページ目から4ページ目にかけて記載がございますように、8項目について提案がございました。これはいずれも提案において、美術館の経営にとっても効果的な提案であり、全て実施しているところでございます。

5ページ目の(3)の実施経費の状況についてですが、市場化テスト前の実施経費と比較しますと、1年当たり約3,000万の削減を達成しており、経費の削減についても成果を上げていると評価できるところでございます。

最後に、評価のまとめと今後の事業についてですが、5ページ目の3以降、記載させていただきましたが、本事業については、サービスの質を確保しながら費用の削減ができており、効率的で安定した美術館運営ができておりますが、実質的に1者応札となったことで、競争性が確保されたとは言いがたい結果となりました。

今回の入札説明会には、落札した業者を含め3者の参加がございました。平成24年度に実施した前回の入札説明会に参加した業者は今回参加しなかったため、当該業者2者にヒアリングを実施した結果、いずれも参加要件を満たしていましたが、必要人員を確保できないことで、今回は参加を見送ったとのことございました。

今回の入札についての周知については、業界に対する広報は特に実施しませんでした。複数の業者が当該入札案件について認識しているということから、ホームページへの掲載により、実施可能性のある業者に対しては周知されているものと考えております。今後は、ホームページ掲載以外の広報活動についても積極的に取り組んでいきたいと考えておりま

す。

また、今回入札説明会に参加した業者1者より、アンケートを回収することができまして、入札に参加しなかった理由について確認ができて、大きく3点ございまして、1つが、公告から書類提出までの期間が短い、2つ目として、求められる実績要件が厳しい、3つ目として、業務内容の範囲が大き過ぎる、この3点でございます。

1つ目の、公告から書類提出までの期間が短いという件については、公告から書類提出まで実際期間は54日間ございましたので、こちらとしては十分に確保していると考えております。

2つ目として、求められる実績要件が厳しいという件につきましては、今回、事業者に求めた実績要件は、延べ床面積6,000平米以上、運営支援業務に限り4,000平米以上の美術館等で1年を超える業務実績を有すること。参考ですが、国立新美術館は4万7,637平米、国立西洋美術館は1万7,369平米、新美の近くにある森美術館は7,284平米となっております。また、先ほどの、この規模の美術館等で類似する業務において1年を超える統括責任者の経験、または3年を超える部門責任者の経験を有する者を配置できることというふうにしてまいりました。

当美術館は、貴重な美術品を預かり、展示する施設でございます。また、年間延べ200万人以上、300万人近い来館者がある施設でございます。このため、美術作品及び来館者の安全を第一とし、万が一の事故を起こさないために、また、万が一の事故が起きた場合でも、即座に事態に対応できる体制を整えるために、委託業者に対しては相当規模を有する美術館等の施設での実績があることを重視しております。仮に実績に乏しい業者を採用した場合、経験不足により、美術作品または来館者に係る事故が発生した場合の損害ははかり知れないものであることから、これ以上の実績の緩和は困難であるというふうを考えております。

3つ目の業務内容の範囲が大き過ぎるという件でございますが、当館は、本業務委託について、先ほど最初にご説明したとおり、統括管理による一元的な管理によって来館者並びに美術作品の安全確保及びサービスの向上を図っております。例えば、震災等の災害が発生した場合、ただちに災害発生状況の把握、設備担当者による設備の被害状況の把握、及び警備員及び会場管理業務員による美術作品、来館者及び建物の被害状況の把握などを行い、それぞれ把握した状況を各業務員が共有し、連携して適切な対応をとることで、美術作品及び来館者のいずれの被害も最小限になるようにする必要があります。また、この

ような事態が発生した際に即座に対応できるよう、年2回実施する防災訓練においては、発生した事態に対して各業務間で連携して対応する訓練を重ねているところでございます。

また、展示室の空調は、作品の保全のため一定の温湿度を保つよう設定してありますが、設備の担当者の点検により、展示室の空調機に異常が発生し、一定の温湿度を維持できないと判断する場合は、外気による温湿度変化を最小限に抑えるため、展示室を閉鎖する必要があります。この場合、速やかな展示室内の観覧者の退出誘導や、展示室閉鎖後の来館者への対応、それから、警備員や会場管理業務員が対応に当たるため、設備担当者を含めた各業務間の連携が不可欠というふうに考えております。

また、美術館内で発生したさまざまな異常に対して、今後同様な事態が発生しないよう対策をとる必要があること、また、発生した場合にとるべき行動を確認する必要があることから、各業務間の情報を共有し、対策を検討する必要があります。

また、来館者から受付に対してご意見をいただくことがありますが、その内容は、警備員の対応や設備、清掃、植栽に対するご意見など、多岐にわたります。そのような来館者からのご意見を統括管理に集約し、サービスの向上に努めております。

仮に業務単位の縮小を図るために発注を細分化した場合、管理体制も発注ごとに細分化されることになり、各業務間の連携も失われ、異常が生じた場合の初動のおくれ、その後の対策の不十分、またはサービスの低下につながるようになります。よって、来館者並びに美術作品の安全の確保及びサービスの向上のためには、統括管理による一元的な管理体制を維持する必要があります。

以上のことから、競争性の確保は考慮しつつも、安全・安心な美術館運営を維持するために、スケジュール、求められる業務実績及び業務規模の緩和は困難であるというふうに考えます。よって、これ以上の改善は難しく、今後は終了プロセスに移行していただき、当館の管理下において事業を実施することとしたいというふうに考えます。

終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続に関する事項を踏まえた上で、当館ホームページへの掲載以外の広報活動を実施するなど、積極的な情報開示等によりさらなる競争性の改善に努め、引き続き公共サービスの向上、コストの削減を図る努力をして、総合評価方式の一般的な入札に移行させていただきたいというふうに考えております。

簡単ですが、以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省よりご説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 では、国立新美術館の管理・運營業務につきまして、資料D-1に基づきまして、ご説明させていただきます。

本事業の概要につきましては、先ほど美術館からご説明されたとおりになりますので、割愛させていただきます。

本事業の評価についてですが、結論から申し上げますと、Ⅱの1の（2）の基準で終了プロセスに移行することが適当であると考えます。

理由といたしましては、まず、確保されるべきサービスの質についてですが、先ほどのご説明にもありましたとおり、実施要項に記載されている基準を満たしていること、また、実施経費につきましては、平成28年と29年の2カ年平均の経費が、市場化テスト直前の平成24年度と比較しまして、8.4%削減されていること、また、美術館の業務の特殊性によって、競争性の改善がなかなか難しいと考えられることから、終了プロセスが適当であると判断いたしております。

本事業の業務の特殊性についてご説明させていただきたいと思っておりますので、こちらの資料の5ページをごらんください。こちらの（4）の業務の特殊性等という項目になります。こちら、5ページから6ページにかけて記載させていただいております。要約をさせていただきますと、国立新美術館は、貴重な美術作品を預かり、展示する施設であり、かつ、年間約200万人を超える来館者が訪れる施設であるため、入札に参加される事業者に対して一定の実績要件を求めているところでありまして、それが下の2つのポツになりまして、まず、1ポツ目ですね。延べ床面積6,000平米以上（運営支援業務に限り4,000平米以上）の美術館等で1年を超える実績を有することが第1条件になっておりまして、第2条件が、前出の規模の美術館等で類似する業務におきまして、1年を超える統括責任者の経験、または3年を超える部門責任者の経験を有する者を配置できることを第2条件としております。これらは、貴重な美術作品を万が一にも損失を起ささないためにも、現状よりも実績を緩和することは困難であると考えられるところでありまして、

また、来館者や美術作品の安全の確保並びにサービスの向上を図るために、本事業で一元的な統括管理が必要となっているところでありまして、それが5ページの真ん中から6ページにかけての4つのポツのところになりまして、こちらにも要約させていただきますと、

1 ポツ目が、災害時の来館者、美術作品の保護のために、各業務間の連携が必要であるということ、2 ポツ目が、空調管理に不備が生じた際における美術品保護のための各業務間の連携が必要であること、3 ポツ目が、事故発生防止対策の検討を行う必要があること、4 ポツ目が、サービスの向上のための統括管理の維持が必要であることを記載しております。このことから、美術作品及び人員保護の観点から、業務の分割化についても困難であるということが考えられるということでもあります。

以上のことから、本事業の業務の特殊性が高いことで、複数応札の達成が難しい状況となっているところであります。

次に、本事業の市場化テストで実施いたしました競争性改善についての取り組みについてご説明したいと思います。7 ページをごらんください。7 ページの競争性改善の取り組みについてというところで、①から④を記載させていただいております。①なんですけれども、実施要項改善の取り組みとしまして、3 つのポツを挙げておりまして、1 ポツ目なんですけれども、こちら、市場化テスト1 期目のお話になるんですが、市場化テスト実施前は、統括支援業務において、業務従事者全員がファシリティマネジャーの資格を保有していることが要件でありましたが、市場化テスト1 期目に作成しました実施要項より、統括支援業務に必要とするファシリティマネジャーの設置要件を1 名に緩和いたしました。

2 ポツ目なんですけれども、入札資格の条件となっていた建築設備維持管理業務におけるファシリティマネジャーの配置を項目から削除いたしております。

3 項目めが、6,000 平米以上の美術館等の施設で1 年を超える業務実績を有するといった延べ床面積の要件につきまして、運営支援業務につきましては、4,000 平米以上というところで緩和しているところであります。

②なんですけれども、こちら、改善が困難な事情の分析を記載しております。先ほど美術館からもご説明があったんですけれども、入札説明会に参加されましたのに、入札には参加しなかった理由といたしましてヒアリングを実施されたということにして、その理由が、公告から書類提出までの期間が短いこと、実績要件が厳しいこと、業務の範囲が広いことといった理由を示されているところですが、(ア)につきましては、実施状況報告におきまして、54 日間といった記載がありますので、こちらは十分な期間が確保されていると判断できます。(イ)(ウ)につきましては、先ほど説明させていただきました業務の特殊性等の記載のとおり、さらなる改善が困難な状況が分析されているというところであります。

③なんですけれども、こちらは関係団体の入札参加が期待される者への周知につきましては、ホームページへの記載によって、複数の事業者が入札説明会の参加を実施できているところでもあります。

4項目めが、市場化テスト1期目の入札の際には、事業者から書類の一部が未提出だったために応札できなかった事業者が1者あったというところから、実施要項の見直しをいたしまして、入札参加時に必要な書類を表で明確に表記したというところでもあります。

こちらに競争性の改善の取り組みを記載しているところなんですけれども、③番のところはまだ、入札説明会には複数参加できているところなんですけれども、ただ、1者応札が続いているというところでした、この周知につきましては、まだ改善の余地が見られるのかなと考えられたため、次の8ページに改善の取り組みについて提案させていただきました。8ページの真ん中の「また」の部分からになります。本事業につきましては、競争性改善のためにも、今後は入札への参加を促す周知活動を積極的に進めていく必要があります。一例といたしまして、これまでに入札説明会に参加した事業者に加えて、関東圏内において入札資格の実績要件に該当する美術館等施設の管理・運營業務を受託している事業者に対して、入札の説明会への参加を案内するといった取り組みが考えられるのではないかとといったところの内容を記載させていただきました。

まとめになりますけれども、以上のことから、本事業は経費の削減、質の確保については達成されているところですが、競争性につきましては、多少の課題が残っているところでもあります。

ただ、本事業の特殊性もあって、事業分割が困難であること、また、実施要項に記載の入札条件を今まで緩和してきたところですが、これ以上の緩和は困難であることといった事情から、市場化テストでのこれ以上の改善は難しいと考えられます。

ただ、今申し上げたとおり、周知活動を徹底することで、競争性の改善が見込めると考えられますので、こちらを条件といたしまして、本事業の市場化テストを今期をもって終了することが適当であると判断いたしました。

以上になります。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本事業評価（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いします。

○稲生副主査 じゃ、私からですけど、お聞きしたいのが、本事業の特殊性、私もたびた

び利用させていただいているので、外見はわかっているつもりではありますがけれども、要は、統括管理、建築、警備、それから、研修室等の管理、緑地整備、清掃と、この6つの柱があって、貴重な展示品を預かって、外部に見せていくわけですから、極めて慎重、デリケートな対応が望まれる、それが特殊性なんだ、それ自体はもちろん違和感はないんですね。

それで、話はちょっとほかのところとの整合性もあるんですが、そうすると、国立美術館さんのほかの美術館、西洋美術館など、私、全部挙げられないんですが、そういうところに関しても、統括管理から清掃までのある種共通する6つの業務というのは、これは切り離さずに全部一括して出しているという理解でいいんでしょうか。もしそうじゃないと、ちょっと整合的じゃないなと思ったもんですから、お聞きしているんですが。

○岡室長 お答えします。まず、国立新美術館と他の国立美術館の成り立ちから違うところがあるところがあります。国立新美術館は、10年前、平成19年に開館した美術館でございます。その当時、まず、職員の削減がかなりうたわれていたところもありまして、もともと職員が少ないところから始まっている美術館でございます。それで、それを前提にこれだけの大規模な施設を管理するためには、外部委託を基本として運用する必要があると。そういうところから既に始まっている美術館でございます。なので、当館につきましては、開館当初より統括管理を中心とした運営を行っているところでございました。

他の美術館につきましては、まず、もともと国の時代からかなり運用されているところもありますので、歴史がかなり違うところがございます。その歴史の中で、各美術館に合った運用を行っているところでございまして、ただ、その中でも東京国立近代美術館につきましては、これと同じ、もともと市場化テストの対象となっておりまして、管理・運営業務を行っていた。先日、対象から外れたという話は聞いております。

○稲生副主査 あれは一括でしたっけ。要するに、今回みたいな6つの柱みたいな感じで……。

○岡室長 そうですね。東京国立近代美術館も同じ、多少、業務内容は違いますけれども、複数の業務を一括した契約でございます。

○稲生副主査 近代美術館のほうは、統括管理業務というのは、職員がむしろたくさんいらっしゃるんで、それほど重点には置いていないという。私が言っているのは、一番上に出てくる項目でいう統括管理なんです。

○岡室長 東京国立近代美術館につきましては、こちら職員がかなり減らされている美

術館であったものなので、統括管理の導入がしやすかったという経緯がございます。

○稲生副主査 同じような考え方ということですね。

○岡室長 そうですね。ほかの美術館につきましては、統括管理を入れていないのは、実はコスト面を考慮した結果、統括管理を入れるとコストが相当上がるということで、見合わせたという経緯がございます。ですので、各美術館によっては、それは成り立ちや予算面等々を考慮した上でそれぞれ判断しているという状況になっております。

○稲生副主査 統括管理はそれで結構なんですけど、そうすると、清掃とか警備とかといったようなものなんですけど、近代美術館と今回のもの以外のところは、やっぱりまとめて発注しているんですか。

○岡室長 東京……、実は……。

○稲生副主査 ご記憶の範囲内で結構です。

○岡室長 済みません、国立西洋美術館については、それぞれ発注単位が細かかったという記憶はしております。ただし、西洋美術館については、発注を一括化するのではなく、管理を一括化するために、別に統括管理を立てて、それで運用していると聞いております。

○稲生副主査 つまり、清掃業務とかはばらばらに出しているんだけど、ただ、統括管理の方というか、いて、その方たちが、ばらばらの契約であるにもかかわらず、いろいろ見ているわけですね。

○岡室長 はい。そういうふうには聞いております。

○稲生副主査 だから、そこを突き詰めちゃうと、今回、実は清掃とか、ここら辺を切り離せるということにはならないんですか。別に意地悪をするつもりはないんですけれども、ちょっと頭の整理なんですけれども。

○岡室長 それは、実際、例えば、西洋美術館がなぜそういう判断をしたかというのは、私ができる範囲ではないんですけれども……。

○稲生副主査 逆に言うと、それは知らないということであれば、もちろんそれで……。

○岡室長 済みません、そこはちょっと経緯としては、私が把握しているところではないので、何とも言えないところなんですけど、ただ、切り離すことがメリットではないと思っております。あくまでもまとめたほうがメリットが大きいという判断になって、新美術館を運用しておりますし、以前、私も東京国立近代美術館でこの仕事をしていたことがありますので、それについては、まとめたほうがメリットがあるという判断をした上で統括管理を中心とした契約単位で発注したという実績が、経験もございますので、基本的には分

割することよりも、まとめたほうが業務運営にとってはメリットがあると考えております。

○稲生副主査 なるほど。わかりました。要は、そういう考えが、間違っているとか、そういうことではありませんで、どうやって競争を導入できるのかというときに、もちろんさっき事務局が言ったような広報活動、ウェブページだけに載せるという消極的なやり方ではちょっと寂しいなという感じがあって、そういう意味では、非公表の資料ではありませんけれども、今、適が一応入っているんだけど、ちょっとこれ、適かなというのは、若干微妙な感じもしまして、広報はもう少し一生懸命やっていたかかないといけないなという感じはしています。終了プロセスというのは別に結構だとは思っているんですが、そこはぜひご努力していただきたいなというふうに思います。

私からは以上です。

○古笛主査 はい。

○小松専門委員 ちょっと確認なんですが、資料の4-1でもD-1でもいいんですが、業務内容として挙げられているのが、8つあるんですよね。費用のところでは6つしかなくて、運営支援業務というのと、廃棄物処理業務というのがないんですけど、これはどうなっているのでしょうかということです。

○岡室長 こちらの(3)の表の下の米印のところに書いてあるんですけども、金額の比較のため、単価契約としている業務として、運営支援業務、廃棄物業務を除いております。

○小松専門委員 そうですか。わかりました。ありがとうございました。

○古笛主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。競争性の確保は引き続きご尽力いただくということで、終了ということでよろしいでしょうかね。

それでは、時間となりましたので、審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から、確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特に大丈夫です。

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようにお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○岡室長 ありがとうございました。

(独立行政法人国立美術館退室)

— 了 —